

東大寺の新出文書

はじめに 東大寺図書館には、いまだ本格的な調査の手が及んでいない聖教・文書類が多数存在する。現在歴史研究室が中心となり、それらの調査を進めているところである。時代は近世が大半だが、なかには中世や、さらには平安時代にまで遡るものも存在した。そこで、今回発見した平安時代の古文書2点を紹介したい。

紹介するのは、第3函2括の1号・2号とした2点である。いずれも断簡だが、紙質・筆跡等より、院政期写の古文書とみて誤りないものである。

美作御封結解勘文 第3函2括1号は、美作御封結解勘文の断簡である。現状は縦26.0cm横30.6cmの楮紙1紙である。尾欠だが、実はその末尾は、東大寺成巻文書第98巻914号の、長治元年(1104)七月廿日付の断簡に接続し、一通の完結した文書となる(図58。以下、A文書と呼ぶ)。全体では全長54.7cm、続紙2紙の文書である。釈文を右頁に掲げ、内容を表1にまとめた。また、この文書は成巻文書915号(以下、B文書と呼ぶ)と深い関係を持っているので、B文書の釈文私案も並べて掲出した¹⁾。

若干の解説を加える(表1参照)。A文書は、a~gで収入について記す。a「本米」のうち、d「加賃」とf「納所得分」を除いた額が、g「正米」として東大寺に収納されるべき分である。h~jが支出で、k・lが残額である。ただし、計算ミスとおぼしき部分が少々ある(表1備考e・hの計算)。また残額の一部が「納所未進」と表現されるのは、実際には米が東大寺の蔵でなく、納所に収納されていることを示している²⁾。墨書した後、全体を朱筆にて校合しており、特にj「判書」の額は朱書でより少なく訂正している。それに応じ、h'=支出合計額とl'「納所未進」=残額も変動している。

B文書は、A文書を修正して作成された結解と考えられる。収入に関しては、A文書の計算ミスが修正されている(g→「定」)以外は、Aと同一である³⁾。しかし支出はAとは一致せず(h・h'→「所下」)、Aの朱書よりもさらに少ない額としている。支出は多数の判書を集計したもので⁴⁾、その算定に苦労しているようである。

観世音寺文書 第3函2括2号は現状では、縦28.8cm横35.2cmの楮紙1紙である。その内容より、本断簡は保安元年(1120)に書写された観世音寺文書案文⁵⁾の奥に据え

表1 美作御封結解勘文(A文書)の計算

種目	升	備考
a 合本米	236 5480	=b+c
b 官米	199 4280	
収 c 塩代官米	37 1200	
除		
d 加賃	11 2640	
入 e 運上	225 2850	a - d = 225 2840
f 納所得分	20 4800	
g 正米	204 8050	=e - f a - d - f = 204 8040
h —	(200) .1515	i+j = 200 .1510
支 h' (朱書)	(19) 6 .7510	=i+j'
i 大湯屋作料内立用	32 2800	
出 j 判書	167 8710	
j' 同朱書	164 4710	j - j' = 3 4000
残 k 倉残塩代米	4 0000	
額 l 納所未進	0 6535	
l' 同 朱書	4 0540	l - l' = - 3 4005
g = h+k+l = 204 8050		

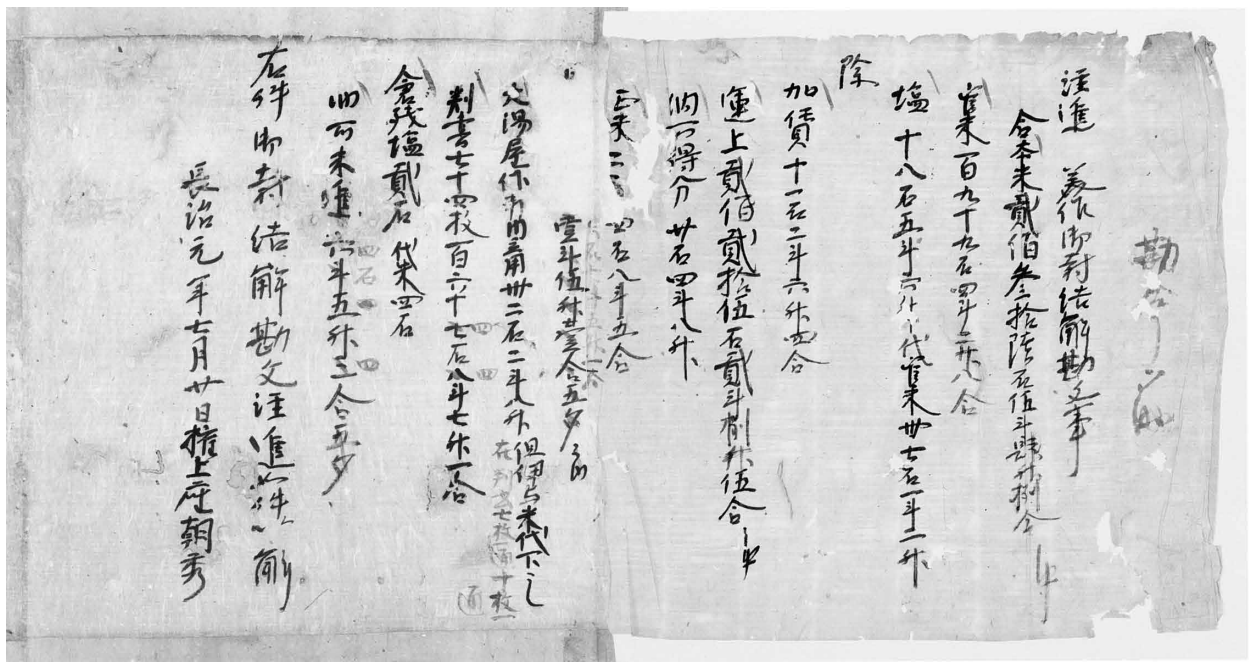
られた、大宰府官人の署判であることは明らかである。

この断簡の奥裏書には「船越塩釜⁶⁾」とある。これは文書の内容を示すが、これを観世音寺文書目録(『平安遺文』第11巻補299号文書)と対照すると、目録の「船越御庄三巻」中の「一通 塩釜例文 員式枚」に対応することが判明する。その文書は承和8年(841)正月16日筑前国牒案(『平安遺文』第1巻67号文書)に当たるので、本断簡はその文書の末尾部分に当たるはずである。この文書は現在寺外に流出しているが、2紙より成り、末尾が切断されているので⁷⁾、そこに本断簡が接続するはずである。ただしこの文書は、東京大学史料編纂所の影写本の中にも尊勝院文書の一通として収められているが、そこには本断簡も接続した状態で描かれている。よって切断はその後のことかと思われる。

実はA文書後半部も、東大寺が買い戻した流出文書である。今回の2断簡は流出文書に接続した点が共通する。しかしそれ以上の事情は現時点では明らかにしがたい。おわりに 東大寺は資料の宝庫であり、その伝存過程も一つの歴史である。今後も資料の整理・紹介に努めていきたい。(吉川 聡)

注

- 1) 従来の釈文は『大日本古文書』家わけ第18東大寺文書之9参照。
- 2) 佐藤泰弘「東大寺の組織と財政」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、2001、初出1997)参照。
- 3) B文書の加賃額の欠損部は『大日本古文書』では九石二斗と推測しているが、A文書に従い、十一石二斗とすべきである。
- 4) 当年の判書は、その相当数が現在に伝存している。『平安遺文』第4巻1534号~1607号文書、第10巻補198号文書。
- 5) 森哲也「観世音寺文書の基礎的考察」『九州史学』第127号、2001。
- 6) 「釜」字は何かのヘンを書きかけた後、右傍に「釜」字を記す。
- 7) 堀池春峰「堂本四良氏蔵・東大寺文書について」『古代文化』第5巻第5号、1960。



(成巻914号断簡)

(新出断簡)

図58 美作御封結解勘文 (A文書) 3:10

美作御封結解勘文 (A文書)

注進 『勘合了(花押)』
美作御封結解勘文事

- a 合米貳伯參拾陸石伍斗肆升捌合之中
- b 官米百九十九石四斗二升八合
- c 塩十八石五斗六升代官米卅七石一斗二升

- d 加賃十二石二斗六升四合
- e 運上貳伯貳拾伍石貳斗捌升伍合之中
- f 納所得分廿石四斗八升
- g 正米二百四十八斗五合
- h' 『六石七斗五升一合』 (以上、新出断簡)

- h 『貳伯石』
- i 大湯屋作料内立用卅二石二斗八升但伊与米代上之

- j 判書七十四枚百六十七石八斗七升一合
- k 倉残貳石 代米四石

- l' 納所未進六斗五升三合五勺
- 右、件御封結解勘文注進如件 以解、
- 長治元年七月廿日權上座朝秀

(以上、成巻九一四号断簡)

美作御封結解 (B文書 成巻九一五号)

美作米口伯參拾陸石伍斗肆升捌合結解事

官米口九十九石四斗二升八合

塩廿口石五斗六升代官米卅七石一斗二升

除卅一口七斗四升四合

加口 『斗六升四合』

納所口分米廿石四斗八升

定二百四十八斗四合

所下百八十九石九斗内

車力九斗三升

残十四石九斗四合

長治元年七月廿日權上座朝秀解結内

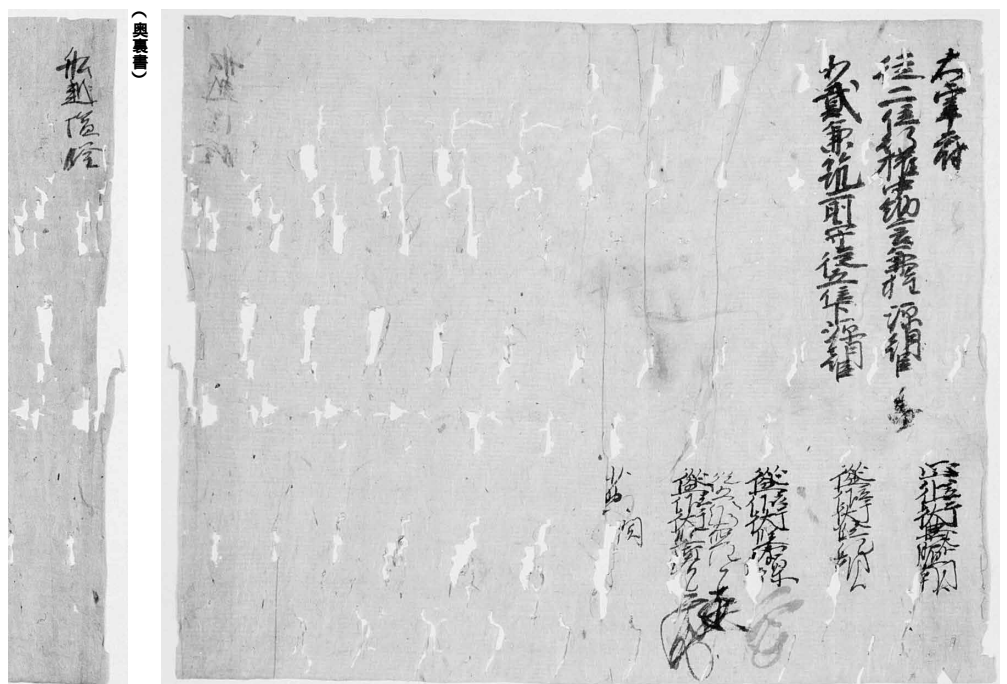


図59 観世音寺文書断簡 3:10

(奥裏書)

観世音寺文書断簡

大宰府

從二位行權中納言兼權 源朝臣(花押)

少式兼筑前守從五位下源朝臣

(奥裏書)「船越塩釜」

『』は朱書。『』は朱合点。『カ』は残角より、『』は内容より推測した文字。